

**令和7年度実施  
高等専門学校機関別認証評価  
評価報告書**

**鈴鹿工業高等専門学校**

令和8年3月

独立行政法人大学改革支援・学位授与機構

## 目 次

I	認証評価結果	1
II	基準ごとの評価	2
	領域1 教育の内部質保証システム	2
	領域2 教育組織及び教員・教育支援者等	4
	領域3 学習環境及び学生支援等	6
	領域4 財務基盤及び管理運営	8
	領域5 準学士課程の教育活動の状況	11
	領域6 専攻科課程の教育活動の状況	16

## I 認証評価結果

鈴鹿工業高等専門学校は、高等専門学校設置基準をはじめ関係法令に適合し、大学改革支援・学位授与機構が定める高等専門学校評価基準に適合している。

### 【判断の理由】

高等専門学校評価基準を構成する 37 の基準のうち、基準 2-4 及び基準 5-6 を除くすべての基準を満たしている。

基準 2-4 及び基準 5-6 については、以下の点において改善する必要があるが、重点評価項目である基準 1-1、基準 1-2 及び基準 1-3 をすべて満たしており、訪問調査によって収集した資料を含め総合的に勘案すれば、教育研究活動等の運営に重大な懸念が認められず、教育研究活動等の質を確保している状況にある。

#### <改善を要する点>

- 把握した教員評価の結果を、給与における措置、表彰に反映させることができることが定められているものの、実際に反映させていることが確認できない。(基準 2-4)
- 学修単位科目の授業時間外の学修についての評価が適切に行われていることを、学校として把握していない。一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。(基準 5-6)
- 一部の授業科目において、成績評価に用いた試験問題の保管が不十分である。(基準 5-6)
- 一部の授業科目において、全学生に同じ基準を適用した成績評価が行われていない。(基準 5-6)
- 一部の授業科目において、同一年度内の中間試験及び期末試験の平均点に偏りが大きく、試験問題の改善が必要である。(基準 5-6)

また、優れた点として、次のことが挙げられる。

- 卒業時の学生を含む在学生からの意見聴取について、学生自身による学習・教育到達目標の達成度評価シートの設定が DP に沿って評価できるよう工夫されており、また、毎年度実施することで入学時から卒業時までの達成度の経年変化を知ることができ、学生個人と併せクラスの状況を把握するうえで貴重なデータとなっている。(基準 1-2、基準 5-8)
- 危機管理に関する 3 つのマニュアル並びにリスクマネジメントの手引は具体性があり、内容が充実している。特に、危機管理広報マニュアル—緊急時の記者会見対応編—は優れている。(基準 4-2)
- 「Society 5.0 型未来技術人財」育成事業 GEAR 5.0 におけるマテリアル分野の中核拠点校として高専・産学官の協働研究チームを活用した結果、抗バイオフィルム材料の試験方法は、抗菌製品技術協議会等との共同研究を経て国際標準化されている。他高専の技術と融合した新素材材料の開発が展開され、持続的な研究成果の創出が実現している。(基準 4-2)
- 全国高専に先駆け平成 30 年度に設立された産学官協働研究室は学内に独立した研究室を設置して運用するもので、地域企業から研究経費に加え技術者を教員として受入れ、教職員や学生と連携し、共通の課題について協働して解決しようとするものであり、多くの成果を上げている。(基準 4-2)
- 全学科・専攻科において学生との意見交換会が行われており、そこで出た多くの意見や要望に対し、学校として真摯に対応している。(基準 5-5、基準 6-5)

## Ⅱ 基準ごとの評価

<p>領域 1 教育の内部質保証システム</p>
<p><b>基準</b></p> <p>1-1 【重点評価項目】 内部質保証に係る体制が明確に規定されていること。</p> <p>1-2 【重点評価項目】 内部質保証のための手順が、学校の目的及び三つの方針*を踏まえて明確に規定されていること。</p> <p>*卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー）（以下、「DP」という。） 教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー）（以下、「CP」という。） 入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー）（以下、「AP」という。）</p> <p>1-3 【重点評価項目】 自己点検・評価や第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けていること。</p>

### 基準 1-1

【評価結果】 基準 1-1 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

当校では、教育活動を中心とした総合的な状況について、7年以内ごとに自己点検・評価を実施するための方針として教育の質保証に関する基本方針が定められている。自己点検・評価の実施体制として、副校長を責任者とする自己点検評価・改善委員会が整備されている。自己点検・評価の基準や項目、所掌委員会等は教育の質保証に関する基本方針に規定されている。

また、第三者評価の結果を教育の質の改善・向上に結び付けるための方針として教育の質保証に関する基本方針が定められ、その実施体制として、副校長を責任者とする自己点検評価・改善委員会が設置されている。

なお、外部評価組織である運営諮問会議について、令和6年度までは構成員に学内委員も含まれ、校長が議長を務めるなど不適切な体制で行われていたが、令和7年度からは規則が改正され、適切な体制に是正されている。

### 基準 1-2

【評価結果】 基準 1-2 を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

卒業（修了）の認定に関する方針（ディプロマ・ポリシー。以下、「DP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、教育課程の編成及び実施に関する方針（カリキュラム・ポリシー。以下「CP」という。）が学校の目的及びDPと整合性をもって定められていること、入学者の受入れに関する方針（アドミッション・ポリシー。以下「AP」という。）が学校の目的に基づき定められていること、学習成果の達成がDPの求める卒業（修了）に必要な水準となっていることを内部質保証体制が確認する手順は、教

育の質保証に関する基本方針に定められている。

同様に、教育課程ごとの点検・評価において、領域5の基準5-1から基準5-11に基づく点検・評価を行うこと及びその実施組織が、教育の質保証に関する基本方針に定められている。

施設・設備、学生支援に関して行う自己点検・評価の基準・項目等が、教育の質保証に関する基本方針において定められている。

自己点検・評価の実施に際して、教員、職員、在学生、卒業（修了）時の学生、卒業（修了）から一定年数後の卒業（修了）生、保護者、中学校・地方公共団体・民間企業その他の関係者からの意見が反映されるものとなっている。なお、自己評価書提出時点では、教員、職員、保護者からの意見が自己点検・評価に反映されていることが確認できなかったが、令和7年12月までに各関係者に対する意見聴取が行われ、その結果が関係委員会で分析・審議されていることが確認できた。

自己点検・評価は、学校構成員及び学外関係者からの意見聴取、外部有識者による検証、機関別認証評価の結果を踏まえて実施されている。

内部質保証体制において共有、確認された自己点検・評価結果を踏まえた対応措置について検討、立案、提案するための手順、承認された対応措置の計画を実施する手順及びその進捗を確認するとともに必要な対処方法を決定する手順は、教育の質保証に関する基本方針に定められている。

自己点検・評価の結果は、当校ウェブサイトで公表されている。

#### 【優れた点】

- 卒業時の学生を含む在学生からの意見聴取について、学生自身による学習・教育到達目標の達成度評価シートの設問がDPに沿って評価できるよう工夫されており、また、毎年度実施することで入学時から卒業時までの達成度の経年変化を知ることができ、学生個人と併せクラスの状況を把握するうえで貴重なデータとなっている。（観点1-2-④、観点5-8-②）

#### 基準1-3

【評価結果】基準1-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

前回の機関別認証評価において改善を要する点として指摘された事項について、対応が行われている。なお、自己評価書提出時点では、前回の機関別認証評価において指摘された改善を要する点のうち、「学校構成員や関係者に対する各種アンケート等を実施しているものの、分析・評価が十分であるとはいえない」について、十分な改善の取組が確認できなかったが、令和7年12月までに取組がされていることが確認できた。

自己点検・評価や第三者評価の結果に基づいて改善に向けた取組が行われており、学生との意見交換会において聴取した意見を基に学習環境の改善を図るとともに、運営諮問会議での意見を受けて当校の取組のPR方法の工夫やウェブサイトの掲載情報をわかりやすくする等の改善が行われている。

領域2 教育組織及び教員・教育支援者等

基準

- 2-1 学校の教育に係る基本的な組織構成が、学校の目的に照らして適切なものであること。
- 2-2 教育活動を展開する上で必要な運営体制が適切に整備されていること。
- 2-3 教育活動を展開する上で必要な教員が適切に配置されていること。
- 2-4 組織的に、教員の質を確保し、その維持、向上を図っていること。
- 2-5 教育活動を支援又は補助する者が適切に配置され、資質の向上を図るための取組が適切に行われていること。

基準2-1

【評価結果】基準2-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

準学士課程には、機械工学科、電気電子工学科、電子情報工学科、生物応用化学科、材料工学科が設置されている。学科の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

専攻科課程には、総合イノベーション工学専攻が設置されている。専攻の構成は、学校の目的及びDPと整合性を有している。

基準2-2

【評価結果】基準2-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

教務に関する事項を審議する組織として教務委員会、学生支援に関する事項を審議する組織として学生委員会、入学試験に関する事項を審議する組織として入学試験委員会、専攻科に関する事項を審議する組織として専攻科分科会が設置され、教育活動を有効に展開するための検討・運営体制が整備されている。

教育研究活動を全校的に審議し又は実施する組織として、運営会議が設置されており、運営会議規則には、構成、校長等（校長、副校長、各主事）の責任体制及び審議事項、当該組織及び議事の運営に関する事項、その他の必要な事項が十分に定められている。なお、自己評価書提出時点では運営会議における具体的な審議事項など必要な事項が定められていなかったが、令和7年12月までに運営会議規則が制定され、運営会議を運営するにあたって必要な事項が定められている。

基準2-3

【評価結果】基準2-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校では専任教員制度が採用されており、準学士課程では、高等専門学校設置基準（以下「設置基準」という。）で必要とされる一般科目担当及び専門科目担当の教員数が確保されている。

当該課程に必要な各分野の教育研究能力を有する専攻科担当教員が適切に配置されていることについては、大学改革支援・学位授与機構による特例適用専攻科認定の際に確認されている。

教員の配置に当たっては、教育研究水準の維持・向上及び教育研究の活性化を図るため、教員の構成が特定の範囲の年齢に著しく偏ることのないように配慮されている。

#### 基準 2-4

【評価結果】 基準 2-4 を満たしていない。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教員（専任教員以外の教員を除く。）の採用・昇任に関する基準が、法令に従い教員選考規則に定められており、採用・昇任に当たっては、教員選考規則に定められた判断方法により、教育や研究、社会貢献や性別構成等が配慮されている。

教員（専任教員以外の教員を除く。）に対して、教員評価実施要項に基づき、校長による教育上の能力や活動実績に関する評価を毎年度行う体制が整備されている。なお、自己評価書提出時点では実施主体者が規定されていなかったが、令和 7 年 12 月までに教員評価実施要項が改正され、実施主体者が校長であることが明記されている。

また、把握した評価結果を基に、給与における措置、表彰を行うことができることが教員評価実施要項に定められているものの、実際に反映させていることが確認できない。

学校として授業の内容及び方法の改善を図るためにファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）を実施する体制として、教務委員会にFD担当が置かれており、毎年度FDが実施されている。

令和 6 年度においては、令和 6 年度FD講演会、常勤教員の全授業を対象とした公開授業参観等が行われている。

##### 【改善を要する点】

- 把握した教員評価の結果を、給与における措置、表彰に反映させることができることが定められているものの、実際に反映させていることが確認できない。（観点 2-4-③）

#### 基準 2-5

【評価結果】 基準 2-5 を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教育支援者（事務職員、技術職員等）が法令に従い適切に配置されている。

図書館については、その機能を十分に発揮するために、図書館専門的職員が配置されている。

教育支援者（事務職員、技術職員、図書館職員等）の資質の維持、向上を図るため、令和 6 年度においては、令和 6 年度東海・北陸地区国立大学法人等会計事務職員研修会、令和 6 年度（第 22 回）高等専門学校及び技術科学大学図書館情報交流集会、第 16 回高専技術教育研究発表会等が行われている。

<p><b>領域3 学習環境及び学生支援等</b></p>
<p><b>基準</b></p> <p>3-1 教育組織及び教育課程に対応した施設・設備が整備されていること。</p> <p>3-2 学生に対して、生活や進路、課外活動、経済面での援助等に関する相談・助言、支援が行われていること。</p>

### 基準3-1

【評価結果】基準3-1を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

当校は、設置基準を満たす校地・校舎面積が確保されている。設置基準に定められた必要な施設が校舎に備えられ、附属施設として、実験・実習工場が整備されている。また、厚生施設や自主的学習スペースが設けられている。

これらの施設・設備については、キャンパス整備・マネジメント委員会及び総合安全管理委員会に基づき安全衛生管理体制が整備されており、設備使用に関して、各学科における学生向け安全教育資料が策定されている。なお、自己評価書提出時点では当校の施設・設備に合わせて学校独自に定めた安全の手引き等が提出されていなかったが、令和7年12月までに各学科における学生向け安全教育資料が追加提出されている。

学生が実験・実習工場を利用するに当たっては、学生に対してガイダンスが行われている。

また、施設・設備のバリアフリー化の配慮が行われている。

設置基準に定められている図書館が備えられており、図書121,226冊（うち、外国書11,226冊）、学術雑誌2,459種（うち、外国書2,374種）、電子ジャーナル2,373種（うち、外国書2,372種）、視聴覚資料1,201点を所蔵するなど、教育研究上必要な資料が系統的に収集、整理され、教職員や学生に有効に活用されている。

### 基準3-2

【評価結果】基準3-2を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

学生の生活に係る指導、相談、助言等の体制として、学生相談室、保健室、相談員やカウンセラーの配置、ハラスメント等の相談体制、学生に対する相談の案内等が学生支援室規則に基づき整備され、学生に対して周知されている。なお、保健室の体制については、規程等を制定することが望ましい。

健康相談・保健指導が行われており、健康診断が毎年度、実施されている。

また、いじめ防止等基本計画及びいじめ早期発見・事案対処のマニュアルを定めることにより、いじめの防止、早期発見及び対処等に関する体制が整備されている。

障害のある学生の学習及び生活に対して、学生支援室による支援体制が整備されている。なお、留学生、編入学生、社会人学生の学習及び生活に対する支援体制が整備されているものの、責任者が明文化されていないため、担当委員会の規程等にて定めることが望ましい。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律に対応し、合理的な配慮を行う体制が整備されている。

就職や進学等については、進路支援委員会による進路指導を含めたキャリア教育の体制が整備されており、キャリア教育に関する研修会・講習会の実施、進路指導用マニュアルの作成、進学・就職に関する説明会の実施、資格試験や検定試験のための補習授業や学習相談の実施、資格取得による単位修得の認定、外国留学に関する手続きの支援及び単位認定、海外の教育機関等との交流協定の締結が行われている。

学生寮が整備され、寮務委員会による管理・運営体制の下、生活の場として寮室、寮食堂、談話・補食室、浴室（シャワー室）、洗濯室等が整備されているとともに、勉学の場として多目的室が設置され、自習時間が設定されている。

また、月例役員会により、学生の意見等を把握し、学生寮の改善を図る体制が整備されている。

学生に対する経済面での援助として、相談・助言、奨学金の貸与等、入学金・授業料の減免等が実施されている。

<p><b>領域 4 財務基盤及び管理運営</b></p> <p><b>基準</b></p> <p>4-1 財務運営が学校の目的に照らして適切であること。</p> <p>4-2 管理運営体制が整備され、機能していること。</p> <p>4-3 管理運営を円滑に行うための事務組織が、適切な規模と機能を有していること。</p> <p>4-4 教員と事務職員等との役割分担が適切であり、連携体制が確保されていること。</p> <p>4-5 学校の教育研究活動等に関する情報の公表が適切であること。</p>
--

**基準 4-1**

【評価結果】 基準 4-1 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校を設置する法人である国立高等専門学校機構（以下「高専機構」という。）の財務諸表が、高専機構のウェブサイトで公表されている。

会計監査については、高専機構において会計監査人による外部監査が実施されているほか、監事監査、国立高等専門学校間の相互会計内部監査及び内部監査が実施されている。

当校を設置する高専機構の過去5年間の財務状況は適切な状況であり、過大な支出超過となっていない。

**基準 4-2**

【評価結果】 基準 4-2 を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校の管理運営体制に関して運営規則が整備されているとともに、運営会議が設置され、学校の管理運営体制として適切な規模と機能を有している。

また、校長、副校長、主事等の役割分担が明確となっている。

責任の所在を明確にした危機管理を含む安全管理体制が危機管理規則に基づき整備され、危機管理マニュアル—火災・自然災害対応編—、危機管理マニュアル—危機事象別対応編—、危機管理広報マニュアル—緊急時の記者会見対応編—、リスクマネジメントの手引—組織的取組編—等が整備されている。これらに基づき毎年度、防災訓練を行うなど、危機に備えた活動が行われている。

なお、自己評価書提出時点では高圧ガス管理に関する規程が定められていなかったが、令和7年12月までに高圧ガス管理要項が制定されている。

教員に対して研究の水準の維持向上及び活性化を図るため、教員表彰制度、校長裁量経費等の予算配分に加え、「Society 5.0 型未来技術人材」育成事業 GEAR 5.0 におけるマテリアル分野の中核拠点校及びエネルギー・環境分野における協力校として研究の活性化を維持するとともに、全国高専に先駆け平成30年度に設立された産学官協働研究室の設置に伴う共同研究の実施等の措置が講じられている。

研究を促進するため、全国高専共同利用マテリアル分析センターを設置し、研究設備利用規則が整備され、令和6年度には利用実績が11件で利用料は706,475円、それらの設備を利用した受託試験は28件で7,385,893円の利用料を得るなど、研究施設・設備が有効に活用されている。

また、それ以外にも外部の財務資源を積極的に受け入れている。

なお、教員及び研究に携わる職員に対して研究倫理に関する必要な研修等を実施する体制として研究推進委員会が設置されており、令和6年度においては、産学連携活動セミナー（教員・産学連携担当職員向け研修）、公的研究費使用マニュアルの作成等が実施されている。また、学生に対しては、4年次に必修科目「技術者倫理入門」が開講されている。

これらの取組により、高専発！「Society 5.0 型未来技術人財」育成事業 GEAR 5.0 におけるマテリアル分野では当校が開発した抗バイオフィルム材料の試験方法が世界基準となり、他高専の技術を組み合わせた新素材材料の開発も可能になるなど、高専・産学官の協働研究チームを活用した新素材の開発とイノベータ育成プログラムの構築が行われ、持続的な研究成果が数多く創出されている。また、先端マテリアルの課題を解決するための能力を実践的に養い社会実装をめざす人材育成のため「新素材キャンプ」を開催するなど「鈴鹿高専教育モデル」と称される取組が実践されている。

#### 【優れた点】

- 危機管理に関する3つのマニュアル並びにリスクマネジメントの手引は具体性があり、内容が充実している。特に、危機管理広報マニュアル―緊急時の記者会見対応編―は優れている。（観点4-2-②）
- 「Society 5.0 型未来技術人財」育成事業 GEAR 5.0 におけるマテリアル分野の中核拠点校として高専・産学官の協働研究チームを活用した結果、抗バイオフィルム材料の試験方法は、抗菌製品技術協議会等との共同研究を経て国際標準化されている。他高専の技術と融合した新素材材料の開発が展開され、持続的な研究成果の創出が実現している。（観点4-2-③）
- 全国高専に先駆け平成30年度に設立された産学官協働研究室は学内に独立した研究室を設置して運用するもので、地域企業から研究経費に加え技術者を教員として受入れ、教職員や学生と連携し、共通の課題について協働して解決しようとするものであり、多くの成果を上げている。（観点4-2-③）

#### 基準4-3

【評価結果】基準4-3を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

管理運営を円滑に行うための事務組織が事務組織及び事務分掌規則に基づき整備され、適切な規模と機能を有している。

管理運営に関わる職員の資質の向上を図るための取組（スタッフ・ディベロップメント、以下「SD」という。）がFD・SD実施要項に基づき、組織的に行われている。令和6年度においては、令和6年度東海地区国立大学法人等中堅職員研修、東海北陸近畿地区高専技術職員研修、令和6年度国立高等専門学校機構校長・事務部長研修会等に職員を参加させている。

#### 基準4-4

【評価結果】基準4-4を満たしている。

#### 【評価結果の根拠・理由】

教員と事務職員等の適切な役割分担の下、運営会議が設置され、必要な連携体制が整備されている。

**基準4-5**

【評価結果】基準4-5を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学校教育法施行規則第172条の2に規定される事項を含む学校における教育研究活動等の状況についての情報が、当校ウェブサイトで公表されている。なお、自己評価書提出時点では収容定員が公表されていなかったが、令和7年12月までに公表されている。

<p><b>領域5 準学士課程の教育活動の状況</b></p> <p><b>基準</b></p> <p>5-1 DPが具体的かつ明確であること。</p> <p>5-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。</p> <p>5-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。</p> <p>5-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。</p> <p>5-5 適切な履修指導、支援が行われていること。</p> <p>5-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。</p> <p>5-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な卒業判定が実施されていること。</p> <p>5-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。</p> <p>5-9 APが具体的かつ明確であること。</p> <p>5-10 学生の受入れが適切に実施されていること。</p> <p>5-11 実入学者数が入学定員に対して適正な数となっていること。</p>
--

**基準5-1**

【評価結果】基準5-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

DPは、準学士課程全体及び各学科の目的と整合性を有しているとともに、学生が卒業時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

**基準5-2**

【評価結果】基準5-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、CPはDPと整合性を有している。

**基準5-3**

【評価結果】基準5-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

CPを踏まえ、1年次から5年次までの各授業科目と対応付けた教育課程系統図が作成されており、適切な授業科目が体系的に配置されている。

また、一般教育の充実が配慮されている。

進級に関する規程として、授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則が整備されている。

創造力を育む教育方法の工夫として、4年次に「創造工学」が全学科共通のPBL型授業科目として開講されている。「創造工学」では、所属学科の専門分野に関連する研究課題を学生自らが設定し、たとえば機械工学科や電子情報工学科、材料工学科では、「魅力的な製品」の実現をめざして計画の立案、設計、製作というものづくりの一連の流れをこれまで学んできた知識と有機的に連携させる授業が行われている。また、授業の成果物が2025年電気学会U-21学生研究発表会で優秀賞を受賞するなど、学生が創造力を発揮し、成果や効果を上げている。

実践力を育む教育方法の工夫として、4年次に全学科共通の授業科目として「インターンシップ」が開講されており、実習先で学生による就業体験が行われているほか、終了後に発表会が行われている。選択科目でありながら令和6年度の参加率はほぼ100%であった。

学生の国際性を涵養する教育方法の工夫として、80日以上にわたる海外での長期インターンシップが実施されている。令和6年度には1人がフィンランドの大学で約4か月のインターンシップを行った。

#### 基準5-4

【評価結果】基準5-4を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。  
特別活動が90単位時間以上実施されている。

#### 基準5-5

【評価結果】基準5-5を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

学生の多様なニーズ、学術の発展の動向、社会からの要請等を踏まえ、インターンシップによる単位認定、資格取得に関する教育、他の高等教育機関との単位互換が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則に定められ、法令に従い取り扱われている。教育を実施する上でのガイダンスが、学科生や留学生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制、オフィスアワーズ、対面型の相談受付体制が整備されている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任による意見聴取、全学年の全学科における学生との意見交換会、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制として国際交流室が設置され、提供された機会を利用し、令和6年度においては、23人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。また、学生が海外で学習することを支援するため、海外派遣プログラムやグローバル・アントレプレナーシップへの参加学生募集、学生への参加費補助等が実施されている。

##### 【優れた点】

- 全学科・専攻科において学生との意見交換会が行われており、そこで出た多くの意見や要望に対し、学校として真摯に対応している。(観点5-5-②、観点6-5-②)

## 基準5-6

【評価結果】基準5-6を満たしていない。

### 【評価結果の根拠・理由】

成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき授業科目の履修・単位の修得及び修了認定に関する規則に定められ、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制は整備されている。

ただし、学修単位科目における授業時間外の学修の評価について、授業時間外の学修についての評価がシラバスに記載され、適切に実施されていることを学校として把握していない。また、一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。

成績評価や単位認定に関する基準が、学生便覧により学生に周知されている。

また、追試験、再試験、単位追認試験の成績評価方法として学業成績評価基準、追認試験に関する取扱いについてが定められている。

成績評価や単位認定の客観性、厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、複数年次にわたり同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。なお、自己評価書提出時点では、学生への答案返却がされているか、その答案返却時等において学生への模範解答や採点基準の提示がされているか、また試験問題のレベルが適切であるかを、それぞれ学校としてどのように確認しているかがわかる根拠資料が提示されていなかったが、令和7年12月までに追加提出されている。

ただし、一部の授業科目において、成績評価に用いた試験問題の保管が不十分であること、全学生に同じ基準を適用した成績評価が行われていないこと、同一年度内の中間試験及び期末試験の平均点に偏りが大きく、試験問題の改善が必要であることへの取組は十分とはいえない。

成績評価結果に関する学生からの意見申立の機会が、定期試験等における問題作成、答案返却及び成績通知に関する取扱いに定められている。

### 【改善を要する点】

- 学修単位科目の授業時間外の学修についての評価が行われていることを、学校として把握していない。一部の学修単位科目において、授業時間外の学修についての評価が適切に行われていない。（観点5-6-①）
- 一部の授業科目において、成績評価に用いた試験問題の保管が不十分である。（観点5-6-③）
- 一部の授業科目において、全学生に同じ基準を適用した成績評価が行われていない。（観点5-6-③）
- 一部の授業科目において、同一年度内の中間試験及び期末試験の平均点に偏りが大きく、試験問題の改善が必要である。（観点5-6-③）

## 基準5-7

【評価結果】基準5-7を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

卒業認定基準が、DPに従って卒業認定に関する規則に定められ、設置基準が定める要件と整合し、学

生便覧により学生に周知されている。

卒業認定基準に基づき、卒業判定会議において卒業認定が行われている。

#### 基準5-8

【評価結果】基準5-8を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

D Pに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が自己点検評価・改善委員会規則に基づき整備されている。

卒業時の学生については、令和6年度に学習・教育到達目標の達成度評価アンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

卒業後一定期間の就業経験等を経た卒業生については、令和5年度に平成30年度卒業生及び修了生の教育の成果及び満足度等に関するアンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

就職先については、令和4年度に学科卒業生及び専攻科修了生の教育の成果に関するアンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

#### 基準5-9

【評価結果】基準5-9を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

A Pは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を含み、学校及び学科の目的やD P、C Pを踏まえ、明確に定められている。

#### 基準5-10

【評価結果】基準5-10を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

A Pの「入学者選抜の基本方針」に沿った適切な入学者選抜方法が定められている。

推薦による入学者の選抜においては、調査書及び面接を総合して、学力検査による入学者の選抜においては、学力検査及び調査書を総合して、帰国生徒特別選抜においては、学力検査、作文、面接、調査書(成績証明書)を総合して合否が判定されている。

また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が入試対策室規則に基づき整備されている。

検証の結果、学力選抜における上位合格者の入学辞退の減少に向けた推薦選抜での募集枠の創設等の改善が行われている。

#### 基準5-11

【評価結果】基準5-11を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入試対策室が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。

<p><b>領域6 専攻科課程の教育活動の状況</b></p> <p><b>基準</b></p> <p>6-1 DPが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-2 CPが具体的かつ明確であり、DPと整合していること。</p> <p>6-3 教育課程がCPに基づき体系的に編成され、授業科目の内容がDPに基づき設定されていること。</p> <p>6-4 DP及びCPに基づき、適切な授業形態、学習指導法が採用されていること。</p> <p>6-5 適切な履修指導、支援が行われていること。</p> <p>6-6 CPに基づき、公正な成績評価が厳格かつ客観的に実施されていること。</p> <p>6-7 学校の目的及びDPに基づき、公正な修了判定が実施されていること。</p> <p>6-8 学校の目的及びDPに基づき、適切な学習成果が得られていること。</p> <p>6-9 APが具体的かつ明確であること。</p> <p>6-10 学生の受入れが適切に実施されていること。</p> <p>6-11 実入学者数が適切な数となっていること。</p>
--

**基準6-1**

【評価結果】基準6-1を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

DPは、専攻科課程の目的と整合性を有しているとともに、学生が修了時に身に付ける学力、資質・能力、養成しようとする人材像が含まれており、学校の目的を踏まえ、具体的かつ明確に定められている。

**基準6-2**

【評価結果】基準6-2を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

CPは、「どのような教育課程を編成するか」、「どのような教育内容・方法を実施するか」、「学習成果をどのように評価するか」が含まれており、明確かつ具体的に示されている。

また、CPはDPと整合性を有している。

**基準6-3**

【評価結果】基準6-3を満たしている。

【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、CPを踏まえ、適切な授業科目が体系的に配置されていること、教育課程が準学士課程の教育との連携及び準学士課程の教育からの発展等を考慮したものとなっていることが確認されている。

創造力を育む教育方法の工夫として、1年次に全専攻科生対象の必修科目として「総合イノベーション工学実験」を開講しており、他分野の実験技術を身に付け、各自の専門領域に生かしてより発展させるた

め、中学生向けの理科教材をグループで開発するなどこれまで学んできた知識と併せ、有機的に連携させる授業が行われている。

実践力を育む教育方法の工夫として、1年次に全専攻科生対象の選択科目として「グローバル・リーダー論」を開講しており、学外から招いた大学教員や企業経営者などからグローバルに活躍できるリーダーの素養や資質を学んでいる。

学生の国際性を涵養する教育方法の工夫として、多様な専門を専攻するフィンランドのトゥルク応用科学大学の学生と日本人高専生に4か国の高専留學生が集い、多様な専門性で国際的に協働する「場」を構築し、協業することで、イノベーションと社会実装を推進する技術の観点から起業に向けたマインドセットを育成することを目的として「グローバルキャンプ」を開催しており、参加した学生から高い評価を受けている。また、令和6年度の専攻科受講生3人は「国際インターンシップI」として単位認定されている。なお、これらの取組を主導した教員は令和6年度にグローバル教育実践理事長賞を受賞している。

#### 基準6-4

【評価結果】基準6-4を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

1年間の授業を行う期間は、定期試験の期間を含め35週が確保されている。

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、CPに照らしてバランスのとれた授業形態が採用されていること、教育内容に応じた学習指導上の工夫が行われていること、適切にシラバスが作成されていること、CPに基づき、教養教育や研究指導が適切に行われていることが確認されている。

#### 基準6-5

【評価結果】基準6-5を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

教育課程の編成及び授業科目の内容について、インターンシップによる単位認定、他の高等教育機関との単位互換が行われている。

なお、他の高等教育機関との単位互換制度については、学則及び専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則に定められ、法令に従い取り扱われている。

履修指導のガイダンスが、専攻科生に対して、実施されている。

学生の自主的学習を支援するため、担任制、オフィスアワーズ、対面型の相談受付体制が整備されている。

学習支援に関して学生のニーズを把握するため、担任による意見聴取、全学年における学生との意見交換会、意見投書箱の設置が行われている。

学生が海外で学習する機会を提供する体制として国際交流室が設置され、提供された機会を利用し、令和6年度においては、3人の学生が海外で学習しており、有効に活用されている。

また、学生が海外で学習することを支援するため、カナダ語学研修への参加学生募集等が実施されている。

## 基準 6-6

【評価結果】基準 6-6 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、成績評価や単位認定に関する基準が、CPに基づき組織として策定され、各授業科目の成績評価等を適切に行う体制が整備されていることが確認されている。ただし、学修単位科目における授業時間外の学修の評価について、適切に実施されていることを学校として十分に把握しているとまではいえず、確認するための取組が必要である。

成績評価や単位認定に関する基準が、学生便覧により学生に周知されている。

また、追試験の成績評価の方法として学業成績評価基準が、再試験の成績評価の方法として専攻科授業科目の履修及び単位修得に関する規則が定められている。

成績評価や単位認定の客観性・厳格性を担保するため、学校として、成績評価の妥当性の事後チェック（シラバスどおりに成績評価が行われていることの確認）、答案の返却、模範解答や採点基準の提示、同じ試験問題が繰り返されていないことのチェック、試験問題のレベルが適切であることのチェックが行われている。なお、自己評価書提出時点では、学生への答案返却がされているか、その答案返却時等において学生への模範解答や採点基準の提示がされているか、また試験問題のレベルが適切であるかを、それぞれ学校としてどのように確認しているかがわかる根拠資料が提示されていなかったが、令和 7 年 12 月までに追加提出されている。

成績評価結果に関する学生からの意見申立ての機会が、定期試験等における問題作成、答案返却及び成績通知に関する取扱いに定められている。

## 基準 6-7

【評価結果】基準 6-7 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

当校の専攻科は、大学改革支援・学位授与機構から特例適用専攻科として認定されており、その際に、修了認定基準がDPに従って組織として策定されている。

修了認定基準が、学生便覧により学生に周知されている。

修了認定基準に基づき、修了認定会議において修了認定が行われている。

## 基準 6-8

【評価結果】基準 6-8 を満たしている。

### 【評価結果の根拠・理由】

DPに沿った学習・教育の成果を把握・評価するための体制が自己点検評価・改善委員会規則に基づき整備されている。

修了時の学生については、令和 6 年度に学習・教育到達目標達成度アンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

修了後一定期間の就業経験等を経た修了生については、令和 5 年度に平成 30 年度卒業生及び修了生の

教育の成果及び満足度等に関するアンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

就職先については、令和4年度に学科卒業生及び専攻科修了生の教育の成果に関するアンケートが行われ、意見聴取の結果から学習・教育の成果の把握・評価が行われている。

#### 基準6-9

【評価結果】基準6-9を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

A Pは、「入学者選抜の基本方針」、「求める学生像(受け入れる学生に求める学習成果を含む。)」を含み、学校及び専攻科の目的やD P、C Pを踏まえ、明確に定められている。

#### 基準6-10

【評価結果】基準6-10を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

A Pの「入学者選抜の基本方針」に沿った入学者選抜方法が定められている。

推薦選抜においては、推薦書、調査書、面接試験を総合して、社会人特別選抜においては、調査書、業績調書、面接試験を総合して、学力試験による選抜においては、筆記試験、TOE I Cスコア、調査書を総合して合否が判定されている。

また、入学者選抜方法に基づき、適切な体制の下、学生の受入れが公正に実施されている。

A Pに沿った学生の受入れが行われていることを検証及びその結果を基に改善する体制が部会等規則に基づき整備されている。

検証の結果、推薦入試及び学力入試の選抜方法において、プレゼンの廃止や調査書の評価割合の増加等の改善が行われている。

#### 基準6-11

【評価結果】基準6-11を満たしている。

##### 【評価結果の根拠・理由】

学則で定めた入学定員と実入学者数との関係を把握し、改善を図るための体制として入学試験委員会が整備されている。

当校における令和3年度から令和7年度の5年間の専攻科課程全体の入学定員に対する実入学者数は、入学定員を大幅に超える、又は大幅に下回る状況になっていない。